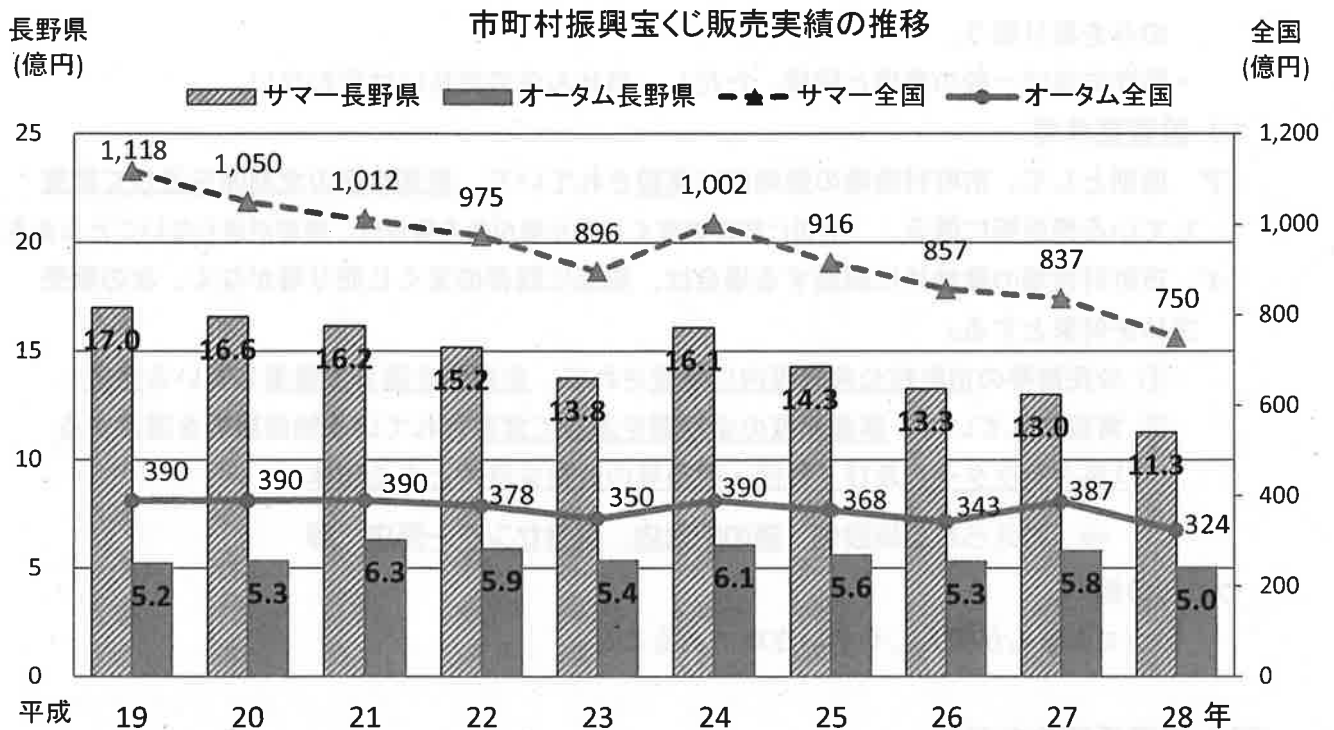


市町村振興宝くじの現状と販売促進について

H29. 4. 20

(公財)長野県市町村振興協会

1 市町村振興宝くじの販売状況



2 収益金の都道府県への配分基準

均等割分	・	人口割分	・	販売実績割分
1 / 3		1 / 3		1 / 3

※均等割は市町村数に応じた割合

3 販売促進策

内 容	サマージャンボ宝くじ	ハロウィンジャンボ宝くじ (旧 オータムジャンボ宝くじ)
発売額	1,020億円	420億円
発売期間	H29. 7. 18~8. 10 (24日間)	H29. 10. 11~10. 31 (21日間)
販売促進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特設売場設置個所の増加に向けた取組 (※販売促進策A案活用) ・ 各市町村における宝くじ売場の周知 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村における宝くじ売場の周知 等
広報宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター・チラシの市町村等配布 ・ 市町村広報紙等による広報宣伝依頼 ・ 各地域タウン情報誌への広告 ・ 県内バス車外広告 ・ しなの鉄道車内映像広告 ・ ケーブルテレビCM ・ 懸垂幕掲示 (自治会館) ・ 信州自治への広告 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター・チラシの市町村等配布 ・ 市町村広報紙等による広報宣伝依頼 ・ 各地域タウン情報誌への広告 ・ ラジオスポット放送 ・ しなの鉄道車内映像広告 ・ 懸垂幕掲示 (自治会館) ・ 信州自治への広告 等

4 サマージャンボ宝くじ販売促進策 A 案の内容

実施内容：市町村役場の常設売店等を「サマージャンボ宝くじ特設売場」とする。

- ・特設売場は、サマージャンボ宝くじ発売期間中のみの開設で、サマージャンボ宝くじのみを取り扱う。
- ・販売方法は一般の売場と同様。ただし、当せん金の支払いは行わない。

(1) 設置要件等

ア 原則として、市町村役場の敷地内に常設されていて、事業年度の全期間を通じて営業している売店等に限る。（周辺に既存の宝くじ売り場がある場合は、希望が通らないこともある）

イ 市町村役場の敷地外に開設する場合は、周辺に既存の宝くじ売り場がなく、次の販売主体を対象とする。

- ① 公民館等の市町村公共施設内に常設されて、全期間を通じて営業している売店
- ② 常設されていて、事業年度の全期間を通じて営業されている物産展等を運営する「第3セクター」及び「社団・財団等の公益を目的とする団体」

⇒ 考えられる施設例：道の駅売店、保養センター売店 等

ウ その他

いつでも誰もが購入しやすい立地であること。

(2) 実施手続のながれ



* 申込受付後、みずほ銀行より事務手続と具体的スケジュールを記載した「事務要領」が実施希望団体あてに送付（5月下旬）され、個別の説明がある。

(3) A 案の販売手数料（28年度の場合）

- ・10セット（100枚）当たり 1,733円（消費税を除く）

(4) 広報宣伝物の提供

希望により、全国市町村振興協会から「店頭のみり」を提供

- ① 品 目 「のみり」「棒」「スタンド」
- ② 数量制限 1売場につき2本まで